

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 条 例
- 福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例
- 福島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例
- 福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例
- 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

二二 二二 二二 二二 二二 三三 四四 五五 六六 七六 八六

- る基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例
- 福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県大麻取締法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- 福島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
- 福島県女性のための相談支援センター条例の一部を改正する条例
- 福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

元 四 五 七 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元

条 例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例、福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県大麻取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例、福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例、福島県女性の相談支援センター条例の一部を改正する条例、福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第二十七号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の部福島県ひばり寮の項及び福島県かえで荘の項中「一〇〇人」を「八〇人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（保健福祉総務課）

福島県条例第二十八号

福島県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

福島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年福島県条例第九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（国民健康保険課）

福島県条例第二十九号

福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（社会福祉課）

福島県条例第三十号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十二条第三項中「同一敷地内にある」を削る。

第二十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平

成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(高齢福祉課)

福島県条例第三十一号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第九条第二項第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

6 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)(第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号。以下「指定介護予防サービス等条例」という。)(第百二十九条第一項に規定す

る指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)(が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)(第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従事者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二條の二第一項中「等に備え」を「その他必要な場合のため、あらかじめ」に、「の規定に基づき配置される医師による対応その他の方法による対応策をあらかじめ」を「に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三條第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。
第二十七條の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所

者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十一条の二の次に次の一条を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。
第四十五条第八項中「福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第四百七十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第九項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

第四十八条中「第三十一条及び第三十一条の二」を「及び第三十一条から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。
第五十二条中「第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条第一項（改正後の条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十一条の三（改正後の条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。
（高齢福祉課）

福島県条例第三十二号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項第三号中「第十七条第三項に規定する」を「第十七条第四項の規定による」に改め、同項第四号中「第二項の下に「規定による」を加え、同項第五号中「第二項の」を「第三項の規定による」に改め、「同条第三項」を削る。

第二十七條中「同一敷地内にある」を削る。
第二十七條中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならぬ。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「前項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十八条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第三十三号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

定める条例の一部を改正する条例

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十五条中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第二号の要件を満たす協力医療機関にあつては、

病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十四条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「前項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十九条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四十一条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十四条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第三十三条第一項(改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十九条の三(改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(高齢福祉課)

福島県条例第三十四号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

める条例等の一部を改正する条例

(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十三条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同

項」を「前項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十三条及び第四十九条中「同一敷地内にある」を削る。

第五十三条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十七条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十条及び第一百条中「同一敷地内にある」を削る。

第一百四十四条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第一百一十一条第二項第二号を削り、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第一百零四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百一十一条第二項第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の一号を加える。

同項に次の一号を加える。

六 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第六百十二条の三中「第百十一条第二項第三号」を「第百十一条第二項第二号」に改める。

第六百三十二条及び第百四十八条中「同一敷地内にある」を削る。

第六百五十四条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第六百六十六条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第百六十六条の二とし、第百六十五条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第六百六十六条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第六百七十三条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第六百七十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に

係る研修を受講するよう努めなければならない。

第六百八十条及び第百八十条の三中「第百六十六条」を「第百六十六条の二」に改め

る。

第六百八十三条中「同一敷地内にある」を削る。

第六百八十七条中「第百六十六条」を「第百六十六条の二」に改める。

第六百八十九条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とする。

第六百九十条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「第三号」を「第二号」に、「第四号」を「第三号」に、「前項」を「同項」に改める。

第六百九十一条中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第六百九十三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第二百一条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第二百二条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三条中「及び第百六十五条」を「、第百六十五条及び第百六十六条」に改める。

第二百六条第一項各号列記以外の部分中「ユニット型指定短期入所療養介護」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護」に、「次に掲げるもの」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「、予防基準条例第百九十一条第一項」を「、予防基準条例第百九十一条第一項から第四項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関

- する基準は、規則で定める設備を有することとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める設備を有することとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 8 第二十八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第二十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第二十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
- 第二十八条中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二二十七条の次に次の一条を加える。
- （口腔衛生の管理）
- 第二二十七条の二** 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 第二三十三条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、

- 新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第二三十五条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第二三十六条中「及び第百五十八条」を、「第百五十八条及び第百六十六条」に改める。
- 第二四十条中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二四十六条第二項第二号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第二四十九条中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百二十二号）」を加える。
- 第二五十条中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二五十四条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- 第二五十四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置づけられた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況を踏まえ、提案を行うものとする。
- 第二五十五条第一項中「内容」の下に「福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以

下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条中第六項を第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百六十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十二条中「第一百七十一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第一百七十一条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十四条中「第一百七十一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第一百七十一条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十七条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十二条中第四号を第八号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百七十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等という。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百七十三条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、指定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百七十二条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百七十五条中「第一百七十一条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第一百七十一条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二条 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十五条中「同一敷地内にある」を削る。

第七十一条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第七十七条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中

「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十一条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第八十条第三項中、「予防基準条例第七十九条第一項」を「、予防基準条例第七十九条第一項から第三項まで」に、「第一項」を「、前三項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十四条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十五条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十七条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十四条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十四条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十四条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十四条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三百三十六条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三百三十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第百四十条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第百四十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中に次の一号を加える。

三 第百三十九条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百九十条第一項第一号中「福島県介護老人保健施設の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「福島県介護医療院の利用者、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の福島県居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項（改正後の条例第九十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の二（改正後の条例第九十七条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、改正後の条例第九十五条の規定の適用については、「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十一条の二（第九十七条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、「講

じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年六月一日から、第一条の規定（第三十三条に一項を加える改正規定及び第二百六十条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定に限る。）は令和七年四月一日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の条例第五百四十四条第六項（改正後の条例第八十条の三及び第八十七條において準用する場合を含む。）、第百七十三条第八項、第百九十三条第六項、第二百八条第八項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第六十六条（改正後の条例第八十条、第八十条の三、第八十七條、第二百三條（改正後の条例第二百五十五条において準用する場合を含む。）及び第二百三十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第二百二十七條の二の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（高齢福祉課）

福島県条例第三十五号

福島県指定介護老人福祉施設の利用者、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護老人福祉施設の利用者、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十四条中「同一敷地内にある」を削る。

第三十二条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

- 指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - 三十二条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。
 - 2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 - 第三十三条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の一項を加える。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
 - 第三十九条の二の次に次の一条を加える。
- (入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)
- 第三十九条の三** 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の

効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第四十一条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十三条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
 - (協力医療機関との連携に関する経過措置)
 - 2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十二条第一項(改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。
 - (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
 - 3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十九条の三(改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。
- (高齢福祉課)

福島県条例第三十六号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条の四第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十五条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十八条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十八条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十条中「同一敷地内にある」を削る。

第八十六条第一項第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等という。」の下に「第二百五十条第四号及び第二百六十四条第三号において同じ。」を加える。

第三百三十条中「同一敷地内にある」を削る。

第三百三十六条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第三十九条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四百十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入

所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四百四十一条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五百五十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第六百六十七条中「同一敷地内にある」を削る。

第六百七十三条第一項中第二号を削り、第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第六百七十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項」を「同項」に改める。

第六百七十五条中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第六百七十七条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第七十九条第二号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第八十条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十一条中「及び第四百十条」を、「第四百十条及び第四百十条の二」に改め

- る。
- 第百九十一条第一項各号列記以外の部分中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護」に、「次に掲げるもの」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に限る。)」を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百六条第一項」を「第二百六条第一項から第四項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める設備を有することとする。
 - 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める設備を有することとする。
 - 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に限るものに限る。)を有することとする。
 - 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第百九十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
- 第二百四条中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二百十條の次に次の一条を加える。
- (口腔衛生の管理)
- 第二百十條の二** 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 2 第二百四条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。
 - 一 利用者者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第十七項に規定する

- 第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第二百六条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第二百七条中「第五十四條の十一まで(第五十四條の九第二項を除く。)」を「第五十四條の八まで、第五十四條の十から第五十四條の十一まで」を「第百二十九條の二を、第百二十九條の二及び第百四十條の二に、」及び「第百二十九條の二及び第百二十九條の二及び第百四十條の二」を「第五十四條の四第一項及び第百二十九條の二」に改める。
- 第二百二十八條中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二百三十三條第二項第二号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
- 第二百三十四條中「第五十四條の十一まで(第五十四條の九第二項を除く。)」を「第五十四條の八まで、第五十四條の十から第五十四條の十一まで」に、「第二百三十一條まで及び」を「第二百十條まで、第二百十一條及び」に改める。
- 第二百三十八條第一項中「介護保険法施行令」の下に「(平成十年政令第四百十二号)」を加える。
- 第二百三十九條中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二百四十六條第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- 第二百四十七條第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第六号を第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項を同項

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百五十条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十条中第七号を第十号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第二百五十条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービスの計画の原案に位置付けた指定介護予防サービスの担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十一条第一項中「期間」の下に、「介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十六条中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十一条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号を第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百六十四条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十四条中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努める

とともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百五十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービスの計画の原案に位置付けた指定介護予防サービスの担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十五条に次の一項を加える。

五 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第六十五条第一項中「同一敷地内にある」を削る。

第七十三条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十六条第一項中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第七十六条第二項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同条第三項中「及び第九号から第十二号まで(前項で準用する場合を含む。)」並びに第十三号を「、第九号及び第十二号から第十四号まで(前項で準用する場合を含む。)」並びに第十五号に改める。

第七十九条第三項中「第八十条第一項」を「第八十条第一項から第三項まで」に、「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十六条第一項中第十三号を第十六号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十六条第一項中第七号を第八号とし、同項第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十六条第二項中「第十三号」を「第十六号」に改める。
第九十二条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の

の一号を加える。

二 第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十五条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十五条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十七条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百二十五条第一項中第十二号を第十五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百二十五条第一項中第七号を第八号とし、同項第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第二百二十五条第二項中「第十二号」を「第十五号」に改める。

第七百七十四条第一項第一号中「福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項（改正後の条例第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十四条の十の二（改正後の条例第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、改正後の条例第九十一条の規定の適用については、「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努め

るとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十四条の二（改正後の条例第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年六月一日から、第一条の規定（第五十四条の四に一項を加える改正規定及び第二百四十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定に限る。）は令和七年四月一日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三百三十六条第三項（改正後の条例第二百五十九条、第六百六十四条の三及び第七百七十一条において準用する場合を含む。）及び第七百七十七条第三項（改正後の条例第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四百四条の二（改正後の条例第五百九十九条、第六百六十四条の三、第七百七十一条、第八十一条（改正後の条例第九十六条において準用する場合を含む。）及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第二百四条の二の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（高齢福祉課）

福島県条例第三十七号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平

成二十四年福島県条例第八十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第三十八号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条第二項第一号及び第二号中「又は」を「及び」に改める。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十九年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。第四十条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十五条に一項を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第三十四条第一項(改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の条例第四十条の三(改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(高齢福祉課)

福島県条例第三十九号

障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成八年福島県条例第

第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「のうち規則で定める者」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用しようとする公の施設
の職員に対し、障がい者にあつては当該障がい者が交付を受けている身体障害者手帳、
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに準ずるものとして知事が認めるもの
を提示し、介護者にあつては当該障がい者の介護のため同伴することを申し出なけれ
ばならない。

第三条を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第四十号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第一条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百九条の四」を「第四百九条の五」に改める。

第二条第十七号中「指定通所支援条例第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第七条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)」又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)を加え、同条第三項中「居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十六条中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第五十一条第七項中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同条第八項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十条第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八十七条の二第一項中「生活支援センター」の下に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第九十五条の四第一号及び第二号中「第四百九条の三」を「第四百九条の四」に改める。

第六十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百二十一条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百三十三条中「第三十条」を「から第三十一条まで」に改める。
第四百三十三条第一号及び第四項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四百四十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第四百四十九条の四を第四百四十九条の五とし、第四百四十九条の三を第四百四十九条の四とし、第四百四十九条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第四百四十九条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第百五十条第二号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十条各号列記以外の部分中「基準該当障害福祉サービス(」の下に「第百五十条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第三号中「指定通所介護事業所等」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定

通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第百五十条の二の次に次の一条を加える。
第百五十条の三 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者数の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

イ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十九条及び第百七十二条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第百九十条中「第百四十七条」の下に「第百八十条第六項」を、「する前条」との下に、「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百八十九条第一項の工賃」とを加える。

第百九十四条中「第百四十七条」の下に「第百八十条第六項」を、「する前条」との下に、「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十三条第一項の工賃」とを加える。

第百九十四条の六に次の一項を加える。
2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十四条の七を次のように改める。
(実施主体)

第九十四條の七

指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならぬ。

第九十四條の十四第一項第二号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

イ 以下の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第九十四條の十四中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。))第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。(指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。))を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。))の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。))の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第九十四條の十七を次のように改める。

第九十四條の十七 削除

第九十四條の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等

を活用して」を加える。

第九十四條の二十中「次条第一項」との下に「、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四條の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九十五條中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十八條の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十八條の五中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十八條の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十八條の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第九十八條の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百一条の十において「地域連携推進会議」という。))を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置と

して知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
第二百条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
第二百一条中、「第七十六条」を削る。

第二百一条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ、若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百一条の三中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十の見出し中「協議の場の設置」を「地域との連携」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図らなければならない。

2 日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービスマシナリー支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するも

のを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第二百一条の十一中「第七十六条」を削る。
第二百一条の十二中「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十三中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の二十二中「第七十六条」を削り、「第九十八条の六」を「第九十八条の七」に改める。

第二百二条第一項中「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百七条第一項第三号及び第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
第二百八条ただし書中「従事させ」の下に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加える。

第二百十條第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第二百十一條第一項中「第四百四十九條の四」を「第四百四十九條の五」に改める。
附則第八條中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第十四條第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
第二条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針（第六十一条の二）

第二節 人員に関する基準（第六十一条

第三節 設備に関する基準（第六十一条

第四節 運営に関する基準（第六十一条

第十章 就労移行支援

目次中「第十章 就労移行支援」を

の三・第六十一条の四）
の五）
の六―第六十一条の九）

に改める。

第二条第三号中「第五條第二十三項」を「第五條第二十四項」に改める。

第四条第一項中「から第四章まで及び第七章」を「、第四章、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第六十一条の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第六十一条の五 第八十三条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整

理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（準用）

第六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条（第二項第一号を除く。）、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第九十六条及び第九十八条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者的心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、第九十一条中「第九十四條第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六十一条の九において準用する前条」と、第九十五条十八

条第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。
第七十一条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。
第八十五条中「及び第四百七十七条」を、「第四百七十七条及び第七十一条の二」に改める。
第九十条及び第九十四条中「第四百七十七条」の下に、「第七十一条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第四十一号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の二項を加える。

第三條に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五條第一項第一号及び第二号中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十七條第二項中「を行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、「を」と「後段として次のように加える。」

この場合において、サービス管理責任者は、第二十八條の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十七條第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（この下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十八條に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十八條の次に次の二條を加える。
（地域との連携等）

第二十八條の二 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要を要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十八条の三 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十七条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

51 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十八条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定障害者支援施設の利用者、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第二十八条の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(障がい福祉課)

福島県条例第四十二号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)(の事業)」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ「行い」を「行う」と改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)(又は指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)(を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。))を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議(」の下に「利用者及び当該」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十八条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十九条第一項第三号及び第四項並びに第五十二條第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。
第五十五条及び第六十条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第六十一条の次に次の一条を加える。

(規模)

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。）」が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。))を「就労移行支援事業所」に改める。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、「第三十七条ただし書及び」を削る。

第八十八条中「一、指定医療型児童発達支援(指定通所支援条例第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）」の事業」を削る。

附則第四条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二条 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練(生活訓練) (第五十六条―第六十条)」を「第五章 自立訓練(生活訓練) (第五十六条―第六十条)」に改める。

二 就労選択支援(第六十条の二―第六十条の八)」に改める。

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第六十条の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。))は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。))を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

(準用)

第六十条の八 第八条、第九条(第二項第一号を除く。)、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二ま

で、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四條及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十四条中「及び第五十二条」を「第五十二条及び第六十八条の二」に改める。
第八十七条中「第五十三条」の下に「第六十八条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第四十三号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十一条第一項第二号及び第三号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴

覚士」に改める。

第十八条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条第二項中「を行い」を「を行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十九条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（この下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第二十条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けな

ればならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者を選任等)

第二十條の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第四十条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)

第二十條の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十條の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(障がい福祉課)

福島県条例第四十四号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例(平成三十年福島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十四條」に、「第二十三條」を「第二十五條」に改める。

第二條第一号中「発達障がい」の下に「及び高次脳機能障がい」を、「障がい」の下に「(難病等)起因する障がいを含む。」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第二條第七号に規定する事業者のうち、県の区域内において商業その他の事業を行うものをいう。

第四條に次の一項を加える。

3 県は、障がい理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障がい理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第十五條第二項中「するよう努めなければ」を「しなければ」に改める。

第十六條第一項中「関係者」の下に「並びに事業者」を加え、同条に次の一項を加える。

4 県は、障がい理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう相談員その他相談業務に関係する人材の育成及び確保のための措置その他必要な体制を整備を図るものとする。

第十七條第一項中「不当な差別的取扱い」を「障がい理由とする差別」に改める。

第二十二條を削る。

第二十三條を第二十二條とし、第二十四條を第二十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

(規則への委任)

第二十四條 この章に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項

は、規則で定める。
第二十五条の前に次の章名を付する。

第五章 雑則

第二十六条の見出し中「委任」を「規則への委任」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第四十五号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例(昭和三十七年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表県内の項第四号中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改め、同項第五号中「母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第二項」を「児童福祉法第十条の二第二項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改め、同項第六号中「第二十一條第一項」を「第二十四條第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第四十六号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例(昭和四十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十條 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第四十七号

福島県大麻取締法施行条例の一部を改正する条例

福島県大麻取締法施行条例(平成十二年福島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例

第一条の表一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同表二の項中「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「申請者」を「届出者」に、

「変更申請手数料」を「変更手数料」に改め、同表三の項中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改める。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)附則第一条本文に規定する規定の施行の日から施行する。

(薬務課)

福島県条例第四十八号

福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)」を削る。

第二十六条第三号中「とばく」を「賭博」に改め、同条第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(こども・青少年政策課)

福島県条例第四十九号

福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福島県安心こども基金条例(平成二十一年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年六月三十日」を「令和十二年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども・青少年政策課)

福島県条例第五十号

福島県女性のための相談支援センター条例の一部を改正する条例

福島県女性のための相談支援センター条例(平成十五年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四條第一項及び第三十六條」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)以下「法」という。」第九條第一項及び第十二條「に改める。

第三条第一号から第三号までを次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じること又は法第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護又は心身の健康回復や自立促進等のための保護を行うこと。

附 則

福島県条例第五十一号

福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例

福島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第一条中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「」の「」に係る」に、「第六十五条第一項」を「第六十五条第二項」に、「最低」を「単に」に改める。

第二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業（法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、「において」の下に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「最低」を削り、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第四条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第五条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「具体的計画」の下に「（第十六条第四項において「非常災害計画」という。）を加え、「立てておかなければ」を「策定しなければ」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第十七条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第二十条とする。

第十六条中「婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、」を「女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百二十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「婦人保護施設は」を「女性自立支援施設は」に、「当該婦人保護施設」を「当該女性自立支援施設」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）第十四条の二」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）第十八条」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条第一項から第四項までの規定中「婦人保護施設は」を「女性自立支援施設は」に改め、同条第四項中「当該婦人保護施設」を「当該女性自立支援施設」に改め、「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければ」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十六条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することがで

業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することがで

業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することがで

業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することがで

業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することがで

きる。
第十三条の見出しを「(食事の提供)」に改め、同条第一項中「給食」を「食事」に改め、同条第三項を削り、同条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。
(自立支援等)

第十四条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第十二条を削る。
第十一条中「入所させる人員」を「の定員」に、「として四人以下」を「一人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。
第十一条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(秘密保持等)

第十二条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第十条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第二項及び第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第四項第一号ア中「四・九五平方メートル」を「九・九平方メートル」に改め、同号イ中「共同廊下」を「廊下」に、「直面して」を「直接面して」に改め、同項第四号中「講じなければならない」を「講じる」に改め、同条を第十一条とする。

第九条各号列記以外の部分中「能力と熱意」を「にあたって女性の人權に関する高い識見と専門性」に改め、同条第一号中「有するもの」を「有する者」に、「更生保護事業(更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第一項に規定する更生保護事業をいう。)」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に、「従事したもの」を「従事した者」に改め、同条を第十条とする。

第八条の見出し中「職員」の下に「配置の基準」を加え、同条第一項を次のように改める。

女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長

一 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上
四 看護師又は心理療法担当職員 一以上
五 事務員 一以上

六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

第八条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「当該婦人保護施設」を「当該女性自立支援施設」に、「入所者等の処遇」を「入所者の支援」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「設置する等」を一設置その他の「に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「売春防止法第三十四条第一項の婦人相談所」を「知事」に、同条第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第七条とする。
第五条の次に次の一条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第十六条第四項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(施設長の任用に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正前の条例」という。)第九条により施設長に任用されている者は、改正後の福島県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第十条により任用された者とみなす。

(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)

3 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、改正後の条例第十一条第四項第一号ア及び第十三条の規定にかかわらず、当分の間、改正前の条例第十条第四項第一号ア及び第十一条によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りではない。

(児童家庭課)

福島県条例第五十二号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター(第八十七条―第九十条)」を「第十一章 削除」に、「第十五章 雑則(第百十三条)」を「第十五章 里親支援センター(第百十三条―第百十八条)」に改める。

第三条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第七条の三第一項及び第十六条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十三条中「ついで」の下に「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に感じ見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十五条中「応じ」の下に「児童家庭支援センター、里親支援センター」を加える。

第四十一条中「ついで」の下に「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に感じ見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十四条中「婦人相談所」を「児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第六十三条中「ついで」の下に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に感じ見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十六条中「応じ」の下に「児童家庭支援センター、里親支援センター」を加える。

第六十七条第三号ア及び第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号中「肢体不自由」の下に「(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)」を加え、同号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第六十八条第十四項中「心理指導を」を「心理支援を」に改め、同項及び同条第十五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十六条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を

「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。
第七十七条第六項中「心理指導」を「心理支援」に改める。
第十章 福祉型児童発達支援センターを第十章 児童発達支援センターに改める。
第八十一条を次のように改める。

(設備の基準)

第八十一条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第三号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第四号及び第五号中「当該福祉型児童発達支援センター」を「当該児童発達支援センター」に改め、同条第四項から第九項までを削り、同条第十項中「第八十八条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第八十三条及び第八十四条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

第八十五条 削除

第八十六条 (心理学的及び精神医学的診査)
児童発達支援センターにおいて、障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第八十七条から第九十条まで 削除

第九十五条中「ついで」の下に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十八条中「応じ」の下に「児童家庭支援センター、里親支援センター、」を加える。

第九十五条中「ついで」の下に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十二条第二項中「児童家庭支援センター、里親支援センター、」を加える。

第九十二条を第九十九条とする。

第十五章 里親支援センター

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

（設備の基準）

第一百十三条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第三号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）
第一百十四条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度

その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）
第一百十五条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援）
第一百十六条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）
第一百十七条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）
第一百十八条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される

児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第八十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により改正後の児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の条例第八十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置している改正前の福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第八十一条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の条例第八十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることのできる。

5 この条例の施行の際現に設置している改正前の条例第八十一条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の条例第八十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。

(児童家庭課)

福島県条例第五十三号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第五十六条）

目次中 第二節 人員に関する基準（第五十七条・第五十八条）を「第三章 削

第三節 設備に関する基準（第五十九条）

第四節 運営に関する基準（第六十条―第六十五条）

除」に改める。

第二条第一号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同条第二号及び第十号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第十三号中「第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第四条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「から第五項まで（第一項）を「（」に改め、「除く。」の下に「第二項及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならず。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第九項中「前項」を「前二項」に改める。

第八条中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならず。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

第十二条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターで

あるものを除く。)を加える。

第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の二号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十七条第五項中「前項の」を「自己」に改め、「及び」の下に「保護者評価並びに前項に規定する」を、「内容を」の下に「保護者に示すとともに」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付費決定保護者(以下この条において「保護者」という。）」による評価(以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付費決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。
第二十七条之二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)
第二十七条之三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十七条之三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付費決定保護者」の下に「及び当該通所給付費決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。
2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付費決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十一条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付費決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。）」を加える。

第五十条第一項中「第五十八条第九項」を「第五十九条第九項」に改める。

第五十五条の七第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章 削除

第五十六条から第六十五条まで 削除

第六十六条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第六十九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十二条の四第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十二条の八第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「対して訓練等」を「対して支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第七十二条の十四中「第四項及び第五項を除く。）」を「第六項及び第七項を除く。）」、「第二十七条の二」に改め、「第四十一条の二」の下に「第四十一条の三第一項」を加え、「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第五十三条」を「及

び第五十三条」に改め、「及び第六十四条の二」を削り、「居室訪問型児童発達支援計画」との下に、「第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第八十条中「及び第五項」を削り、「除く。」の下に、「第二十七条の三」を、「第四十一条の二」の下に、「第四十一条の三第一項」を加え、「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に改め、「第六十四条の二」を削り、「第四十四条中」を「第二十七条第六項中」を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第四十四条第一項中「に改め、「体制」と」の下に、「第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第八十一条第一項中「第三項及び第六項を除く。」、第五十七条を「第四項及び第五項を除く。」に、「同条第二項及び第四項」を「同条第二項及び第三項」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第五十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第四項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第八項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」とに改める。

第八十三条第一項及び第二項中「第六十条」を削り、同条第二項中「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十条」を削る。

第八十四条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第六十五条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることのできる。

4 改正後の条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。

5 改正後の条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることのできる。

6 改正後の条例第二十七条の二（改正後の条例第五十五条の五、第五十五条の九、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六及び第七十二条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、「しなれば」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

（児童家庭課）

福島県条例第五十四号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号、第六号及び第十一号中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第四条第一項中「（以下）」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する」及び「（第四十七条において「障害福祉サービス」という。）を削る。」

第五条第二項第二号イ中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項第二号から第四号までの規定中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十二條第二項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第二十二條の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行を支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第二十三條に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十六條（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第四十條に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十七條第一項中「第五條第十八項」を「第五條第十九項」に改める。

第五十三條第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四條第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十七條第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（児童家庭課）